

事務連絡
令和2年3月6日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等への支援制度について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルスの影響を受ける放課後等デイサービス事業者が各制度の要件を満たした場合に利用できる支援として、厚生労働省が実施する「雇用調整助成金」、及び独立行政法人福祉医療機構が実施する「福祉貸付事業」を紹介しておりますので、管内市町村及び放課後等デイサービス事業所等に対し周知をお願いいたします。

【雇用調整助成金】

事業主が経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合で、労働者に対して一時的に休業等を行い労働者の雇用の維持を図った場合には、休業手当・賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」の対象となります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、助成金の対象等について特例措置が設けられています。

○助成の対象となる「経済的理由」の例

- ・風評被害により放課後等デイサービス利用の予約のキャンセルが相次ぎ、利用児童数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合

・厚生労働省ホームページ 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※雇用調整助成金に関するお問い合わせは、下記 URL にある都道府県のハローワーク又は職業対策課までご連絡ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603788.pdf>

【独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業】

独立行政法人福祉医療機構では、地域において支援を必要としている障害のある方等にとって社会福祉施設等（放課後等デイサービス事業所を含む）が欠くことのできないものであることを踏まえ、これを整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しております。

今般の新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合については、経営資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っておりますので、詳細につきましては福祉医療機構の相談窓口までお問い合わせください。

・独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>

（参考資料）

- ・リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します」
- ・新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について（令和2年2月21日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037，3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp
--